

福県医発第1035号(地)

平成19年 9月14日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会 長 横 倉 義 武

(公 印 省 略)

調理師就業届制度の周知徹底について

本件は、国民の食生活の向上を図る目的で、調理師法第5条の2に基づき平成6年度から2年ごとに実施されており、次回平成20年の届出に向けて、本届出制度の周知徹底について厚生労働省健康局総務課生活習慣病対策室長より各都道府県衛生主管部長宛に標記通知が発出され、本会に対しても別紙のとおり周知方依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

担当理事 蒲池 壽



「公印省略」

19健第2047号
平成19年9月4日

各関係団体の長 殿

福岡県保健福祉部長
(健康対策課健康栄養係)

調理師就業届制度の周知徹底について

このことについて、別添写しのとおり厚生労働省より通知がありましたので、関係機関等への周知方よろしくお願いいたします。

なお、他の関係機関については別紙一覧表のとおり通知しておりますので、念のため申し添えます。



● 関係団体一覧

- (1) 社団法人 日本技能調理士協会
- (2) 社団法人 福岡県調理師協会

- (3) 社団法人 福岡県食品衛生協会
- (4) 福岡県旅館・ホテル生活衛生同業組合
- (5) 福岡県料理業生活衛生同業組合
- (6) 福岡県飲食業生活衛生同業組合
- (7) 福岡県すし商生活衛生同業組合
- (8) 財団法人 福岡県生活衛生営業指導センター
- (9) 社団法人 福岡県料飲業生活衛生組合連合会
- (10) 福岡県鮮魚商組合連合会
- (11) 社団法人 福岡県栄養士会
- (12) 社団法人 福岡県食生活改善協会
- (13) 社団法人 福岡県医師会



健習発第0823002号

平成19年8月23日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局総務課

生活習慣病対策室長



調理師就業届出制度の周知徹底について

標記届出制度は、国民の食生活の外食依存傾向が強まる中、飲食店等において調理業務に携わる調理師の資質向上を図るため、その就業地等を把握することにより、調理師の資質向上のための研修事業等の実施の円滑化を図り、国民の食生活の向上を図る目的で、調理師法第5条の2に基づき平成6年度から2年ごとに実施されています。

今般、平成18年の届出結果が公表され、「都道府県別就業調理師数の推移」及び「就業場所別就業調理師数の推移」は別紙のとおりですが、その数は大きく減少しています。

食育推進基本法に基づく食育推進基本計画においては、専門的知識を有する人材の養成・活用として、専門調理師や調理師の養成を図るとともに、食育の推進に向けてこれらの人材やその団体による多面的な活動を推進することとされており、さらに、健康づくり、生活習慣病やメタボリックシンドローム予防のためのポピュレーションアプローチの役割を調理師が担っているところです。

これらを踏まえ、各都道府県におかれましては、次回平成20年の届出に向け、調理師を対象とした各種研修会の機会等を通じて本届出制度の周知徹底をお願いするとともに、調理関係団体と連携した研修の実施など、必要な予算を確保され、適正な制度の実施に御協力をお願いします。

また、平成13年3月30日付健康局長通知「調理師健康教育事業の推進について」に基づき、調理師を対象に健康的な食事の提供のために必要とされる知識、技能の修得を目的とした健康教育事業の推進が図られているところです。本届出を行った者に栄養成分の表示やヘルシーメニューの提供等のための適切な研修を実施し、当該調理師が従事する飲食店等を周知するなど、調理師健康教育事業の推進により、国民の健康増進を図っていただくようお願いします。

なお、別添のとおり、調理関係団体に対する所属会員への本届出制度の周知徹底について国から協力依頼を行っておりますが、各都道府県におかれましても、管内調理関係団体に対して、本届出制度の周知徹底を併せてお願いします。

(別 紙)

都道府県別 就業調理師数の推移

都道府県名	平成6年	平成8年	平成10年	平成12年	平成14年	平成16年	平成18年
北海道	13,692	13,443	13,614	13,039	12,639	12,281	11,857
青 森	2,831	2,904	2,434	2,320	2,247	2,550	2,408
岩 手	6,351	5,327	5,848	5,144	5,524	5,099	4,388
宮 城	4,131	3,914	2,934	3,222	2,849	2,652	2,244
秋 田	4,922	5,010	4,339	4,793	5,075	5,126	5,187
山 形	4,941	2,964	2,847	3,343	3,768	2,834	3,234
福 島	8,669	10,059	10,050	9,663	8,675	8,252	7,855
茨 城	10,915	9,586	9,722	9,533	10,444	11,015	9,915
栃 木	11,264	10,026	9,564	9,451	9,434	8,496	7,168
群 馬	8,368	9,250	8,550	8,377	7,684	6,977	6,695
埼 玉	16,513	18,015	17,356	19,146	22,279	22,251	21,953
千 葉	20,604	18,104	18,207	14,955	19,183	23,249	20,863
東 京	19,935	9,195	7,854	5,674	6,863	8,578	5,261
神奈川	20,803	15,150	12,112	9,724	6,857	6,053	6,425
新 潟	11,731	12,606	9,245	8,983	9,215	6,129	7,943
富 山	2,225	2,877	2,981	2,701	2,878	2,667	3,317
石 川	4,585	3,556	3,014	3,077	2,796	2,529	3,401
福 井	4,859	5,283	5,315	5,210	4,922	5,057	3,993
山 梨	4,782	3,719	3,197	2,782	2,918	2,263	2,055
長 野	16,966	22,010	21,006	18,981	18,061	16,802	14,524
岐 阜	13,695	11,959	11,604	16,731	16,560	9,920	12,238
静 岡	7,207	12,429	14,796	10,418	9,189	10,017	7,318
愛 知	19,910	17,125	15,902	13,818	14,216	11,615	11,474
三 重	10,328	8,822	7,330	6,209	6,627	5,762	5,368
滋 賀	4,432	5,161	5,325	4,462	4,793	3,329	2,978
京 都	5,960	4,910	5,054	4,214	4,806	3,650	4,193
大 阪	7,020	9,729	3,087	3,018	2,620	2,557	1,744
兵 庫	8,204	8,227	9,360	9,399	9,968	9,603	10,147
奈 良	2,769	2,581	2,531	2,000	1,475	1,781	1,741
和歌山	4,467	3,964	4,143	3,858	3,172	3,073	2,913
鳥 取	1,663	1,187	1,211	1,232	1,225	1,191	1,191
島 根	2,942	2,561	2,327	2,264	2,086	2,050	2,039
岡 山	4,341	4,543	4,402	4,002	3,874	3,674	3,578
広 島	4,643	1,911	2,557	2,373	2,267	2,546	2,763
山 口	4,210	4,329	4,190	4,570	4,237	4,178	3,991
徳 島	3,145	3,318	3,625	4,008	4,052	3,846	3,377
香 川	1,840	2,015	2,055	2,624	1,957	1,854	2,018
愛 媛	4,633	4,206	3,659	3,164	2,201	2,892	2,728
高 知	1,873	1,484	1,144	2,034	1,660	1,641	1,318
福 岡	7,418	5,798	6,385	5,751	6,581	5,959	6,630
佐 賀	2,777	2,355	2,834	2,478	2,483	2,329	2,339
長 崎	3,966	3,308	3,275	3,577	3,927	4,225	3,797
熊 本	4,631	4,706	4,800	5,390	5,740	5,577	5,429
大 分	3,265	2,874	2,584	3,148	3,381	2,926	1,327
宮 崎	3,065	2,798	3,403	2,459	2,729	3,408	2,586
鹿児島	3,435	3,011	3,118	3,536	3,496	3,629	3,123
沖 縄	2,784	2,784	946	1,673	1,501	970	1,021
計	343,710	321,093	301,836	288,528	291,134	275,062	260,055

出典:衛生行政報告例(厚生省報告例)

就業場所別 就業調理師数の推移

	寄宿舍	学校	病院	事業所	社会福祉 施設	介護老人 保健施設	矯正 施設	飲食店 営業	魚介類 販売業	惣菜 製造業	その他	合計
平成18年	1,860	42,702	28,304	8,875	41,518	7,676	59	109,103	7,269	4,331	8,358	260,055
平成16年	1,707	44,648	28,693	9,119	41,737	6,603	65	118,180	8,095	4,083	12,132	275,062
平成14年	2,034	41,890	31,054	10,561	40,332	6,599	83	132,651	9,507	4,492	11,931	291,134
平成12年	1,709	41,297	29,491	9,653	35,872	5,079	78	139,196	9,990	4,662	11,501	288,528
平成10年	2,196	42,374	28,609	11,500	36,190	3,872	71	150,110	11,096	4,108	11,710	301,836
平成 8年	2,161	43,195	28,481	13,016	33,011	2,760	95	169,368	13,134	4,415	11,457	321,093

※平成10年までの喫茶店営業の分類は、その他に含む。

(資料:衛生行政報告例 [厚生省報告例])



謹啓 時下ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、調理師の就業届出につきましては、平成6年度から調理師法第5条の2に基づき2年ごとに実施されておりますが、この間、本届出制度の実施に格段の御協力を頂き、厚く御礼申し上げます。

標記届出制度は、国民の食生活の外出依存傾向が強まる中、飲食店等において調理業務に携わる調理師の資質向上を図るため、その就業地等を把握することにより、調理師の資質向上のための研修事業等の実施の円滑化を図り、国民の食生活の向上を図る目的で、調理師法第5条の2に基づき平成6年度から2年ごとに実施されています。

今般、平成18年の届出結果が公表され、「都道府県別就業調理師数の推移」及び「就業場所別就業調理師数の推移」は別紙のとおりですが、その数は大きく減少しています。

調理師については、飲食店等において調理業務に従事する調理師を対象に、健康的な食事の提供のために必要とされる知識、技能の修得を目的とした健康教育事業の推進が図られており（平成13年3月30日付健康局長通知「調理師健康教育事業の推進について」）、また、食育推進基本法に基づく食育推進基本計画において、専門的知識を有する人材の養成・活用として、専門調理師や調理師の養成を図るとともに、食育の推進に向けてこれらの人材やその団体による多面的な活動を推進することとされております。さらに、健康づくり、生活習慣病やメタボリックシンドローム予防のためのポピュレーションアプローチの役割を調理師が担っているところです。

これらを踏まえ、次回平成20年の届出に向け、貴団体が開催する研修会や会報等で制度の周知徹底を図るとともに、各都道府県と連携し、本届出制度の適正な実施に特段の御協力を頂きたく、よろしくお願い申し上げます。

なお、別添のとおり、各都道府県への本届出制度の周知徹底について、協力依頼を行っておりますことを申し添えます。

敬 具

平成19年8月23日

（別紙 関係団体の長） 殿

厚生労働省健康局総務課
生活習慣病対策室長
矢 島 鉄 也

調理師関係団体名簿

(社) 全日本司厨士協会

(社) 日本調理師会

(社) 日本全職業調理士協会

(社) 全国調理師養成施設協会

(社) 日本中国料理協会

(社) 日本技能調理士協会

(社) 調理技術技能センター

(社) 全国生活衛生同業組合中央会

(社) 日本給食指導協会

(社) 日本給食サービス協会

(社) 全国調理職業訓練協会

日本病院調理師協会

日本学校調理師会